

## 草津市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事またはコンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、単価および金額の記載された設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいう。ただし、積算数量等の不整合は含まないものとする。

### (入札開始前の対応)

第3条 入札の公告または指名通知を行ってから、開札する前までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札に係る質疑に対する回答書（以下「質疑回答書」という。）の回答期日前であって、設計違算の内容および金額の誤りが軽微である場合は、設計違算を訂正し、質疑回答書の回答期日までに、当該訂正内容等を入札参加者に周知することにより、入札を続行することができる。

### (落札決定前の対応)

第4条 開札後、落札者の決定までの間に、草津市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要領（平成25年4月1日施行。以下「積算疑義申立手続要領」という。）に基づき、入札において設計書の積算に係る疑義の申立てにより設計違算が判明した場合は、積算疑義申立手続要領第6条第1項第2号の規定に基づき、入札の有効または無効を判断するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、開札後、落札者の決定までの間に、設計違算が判明した場合は、積算疑義申立手続要領第6条第1項第2号の規定を準用し、入札の有効または無効を判断するものとする。

3 前項の場合において、入札を無効としたときは入札の手続きを中止するとともに、落札保留者の決定を取り消し、入札を有効としたときは入札の手続きを続行し、落札者の決定をするものとする。

### (契約締結前の対応)

第5条 落札者の決定後、契約を締結する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、入札を無効とし、落札者の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容および金額に誤りはあるが、落札者の決定に影響がない場合であって、当該入札の落札者が契約の締結を望むときは、入札を有効とし、契約を締結することができるものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 契約を締結した後に設計違算があったことが判明した場合は、原則として、当該契約の相手方との合意により、契約を解除するものとする。この場合における入札および落札者の決定の取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容および金額に誤りはあるが、当該契約の履行状況等により契約を解除しがたい場合で、かつ当該相手方が契約の継続を望む場合は、契約を継続することができる。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、当該契約の相手方は、契約の解除によって生じた損害の賠償を市に請求することができる。

(その他の対応)

第7条 第4条第2項の規定により準用する積算疑義申立手続要領第6条第1項第2号もしくは第5条第2項の規定により入札を有効と判断した場合または第6条第2項の規定により当該契約を継続する場合は、設計金額を訂正し、別記様式により当該者および入札参加者に通知するものとする。

2 前項に規定する場合において、第4条第2項の規定により準用する積算疑義申立手続要領第6条第1項第2号または第5条第2項の規定により入札を有効と判断した場合は、落札金額で契約を締結のうえ、訂正した設計金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結するものとする。また、第6条第2項の規定により当該契約を継続する場合における契約金額においても同様とする。

(公表)

第8条 第3条第1項により入札を中止とし、第4条第1項または同条第2項において準用する積算疑義申立手続要領第6条第1項第2号の規定により無効と判断し、もしくは第5条第1項の規定により入札を無効とし、または第6条第1項の規定により契約を解除する場合は、速やかに電子入札システムにより公表するものとする。

2 第5条第1項の規定により入札を無効とし、落札者の決定を取り消した場合または第6条第1項の規定により契約を解除する場合は、速やかに報道機関へ情報提供を行うとともに、議会へ報告するものとする。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

草 発第                    号  
平成    年    月    日

様

草津市長

設計違算に係る設計書の訂正、入札の有効および契約の締結について

このことについて、年 月 日付けで開札した下記の建設工事等に関し、設計違算を確認いたしました。

確認の結果、落札者等の決定に影響がなかったため、草津市建設工事に係る設計違算に関する事務取扱要領第7条の規定により、通知いたします。

記

- 1 建設工事等の名称
- 2 開札日
- 3 落札者等
- 4 当初の設計額
- 5 訂正後の設計額